

# まちづくり基本条例とは？

町民が主役のまちづくり・町民と町の協働のまちづくりを進めていくためのルールです。

この条例は、町民と町がまちづくりの基本理念を共有し、参加と協働をとおして、まちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを定めたものです。

まちづくりの基本理念・基本原則や、町民・町議会・町のそれぞれの役割と町民参加などについて規定されており、みんなのまちのことをみんなで考え、まちづくり活動や町政に参加することで、よりよいまちをつくっていかうとするものです。

## まちづくり基本条例

「夢響きあう元気の郷づくり」の実現に向け、まちづくりの主体は町民であることを掲げた邑南町のまちづくりの基本理念を示し、共通認識とすることで、町民のまちづくりへの参加と、町民と町の相互理解のもとでの協働により、地方分権時代にふさわしい自立したまちづくりを進めていくための基本的な定めとして、邑南町まちづくり基本条例が制定されました。

### 協働のまちづくりのために

#### ○ まちづくりに参加する権利を保障しよう

(誰もが参加し、意見が反映される地域づくり、まちづくりのために)

条例が目指すまちづくりは、「地域のことは地域で」を合言葉にみんなでつくりあげるまちづくりです。そのためには、子どもから女性、高齢者まで誰もが平等な立場で、自由にまちづくりに参加できる権利を保障します。

#### ○ 町民と町が協働してまちを良くしていこう

(町民と町の役割分担のもと、まちづくりを進めていきます)

まちづくりの「計画」「実施」「評価」などの過程において、町民の参加の機会確保に努め町民の意見が反映されたまちづくりを進めていきます。また、地域の課題を解決していくためにはコミュニティ(集落・自治会)の役割も重要で、町民の積極的な参加で自立的、民主的なコミュニティの育成、発展に努めます。

#### ○ 情報を共有化し、説明責任を果たしていこう

(行政情報をもっと町民に提供し、行政の説明責任を果たす)

町民がまちづくりに参加し、町民と町が対等な立場で議論するためには、町は町民に積極的に情報を公開し、説明を行なっていく必要があります。あわせて町民も町の情報を積極的に知るよう努めます。

# まちづくり基本条例の概要

## まちづくりの基本理念

まちづくりの主体は町民であり、誰もが互いに  
平等な立場で自由に参加する権利を有する。

## ※まちづくり

町民が安心して安全に暮らせ、  
心豊かに生活できる環境をつく  
るための取組み

## ※参加

まちづくりに関する各種事  
業の計画、実施及び評価に関  
し、意見を述べるなど町民自  
らが主体的にかかわること

## まちづくりの基本原則

- (1) **参加・協働のまちづくり**  
町民と町は、互いの役割と責任のもと、協働でまちづくりを進めていきます。
- (2) **情報の共有**  
まちづくりは、町民と町が必要な情報を共有しながら進めていきます。
- (3) **コミュニティ（集落・自治会）の育成、発展**  
町民と町は、コミュニティがまちづくりにおいて重要な役割を果たすことを認識し、  
これの育成、発展に努めます。
- (4) **伝統・文化・暮らしの伝承と環境保全**  
町民と町は、培われてきた自然・伝統・文化・暮らしを大切に、邑南町の特性を活  
かしたまちづくりを進めていきます。

## 町民の権利、役割と責務

- ・まちづくりに参加する権利、まちづくりに  
関する情報を取得する権利を有します。
- ・まちづくりに参加する場合、自らの責任あ  
る発言と行動に努めます。
- ・自主的、自立的なコミュニティの育成・発  
展に努めます。
- ・民主的で、安心して安全に過ごせるコミュ  
ニティづくりに努めます。
- ・伝統的文化、暮らしを大切に、将来へ引  
き継ぐよう努めます。
- ・邑南町の豊かな自然環境の保全に努めます。

## 町議会の責務

- ・町議会は、町の意思決定機関として、町  
民の意思が町政の運営に適切に反映され  
るよう活動します。
- ・町議会は、町政が町民の意見を反映し、  
適切に運営されているか調査・監視する  
とともに、その結果を町民にわかりやす  
く明らかにします。

## まちづくり

## 参加・協働

## 情報の公開・共有

## コミュニティの育成・発展

## 自然・伝統・文化・暮らしの継承

## 町の役割と責務

- ・町の実施する主要な事業等について町民の意思が反映されるよう計  
画、実施及び評価、それぞれの過程において町民の参加を保障し、  
その機会の確保に努めます。
- ・審議会、委員会などには公募委員を加えます。
- ・重要な計画の策定には、広く町民の参加を求めて協働により策定し  
ます。
- ・説明責任と情報公開、個人情報の保護に努めます。
- ・分かりやすく機能的な組織づくりと職員の資質向上に努めます。
- ・町民からの意見、要望、苦情等には責任をもって応答します。
- ・能率的、効果的な町の施策、事業のため行政評価に取組みます。
- ・町職員は、自ら積極的にまちづくりに取り組みます。
- ・町職員は、能力開発と自己啓発に努めます。

## 町長の責務

- ・町長は、この条例の理念に基づき公正  
かつ誠実に町政を執行します。